平成29年度第20回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:平成30年1月22日

担当部・課 健康部健康推進課 [内線2416]

① 件 名

骨髄バンクドナー支援助成金交付制度の実施について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

白血病等の治療には骨髄移植が有効であるが、移植を受ける患者と骨髄提供者(以下、「ドナー」という。)の白血球の型が一致することが必要であり、骨髄移植を推進するため、法律に基づき、公益財団法人日本骨髄バンクにおいて、自治体や関係団体と連携しながら、骨髄バンクドナー登録の推進を図っている。

しかしながら、患者とドナーの白血球の型が一致し、移植が可能となった場合でも、ドナーとなる方は確認検査や5日程度の入院が必要となるほか、骨髄を提供することについて、ドナーとなる方の家族の同意が得られにくいことなど、約半数が骨髄提供の同意までに至らない状況となっている。

【目的】

ドナーの負担を軽減し、骨髄等の移植とドナー登録の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄等の提供を行った者に対し、骨髄バンクドナー支援助成金を交付するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号) 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成26年1月1日「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」施行

⑤ 主な内容

【助成対象者】

- (1) 骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の採取に伴う入院から退院までの期間において、石巻市に住民登録を有する者(平成30年4月1日以後の骨髄等の提供に係る通院又は入院から適用する。)
- (2) 日本骨髄バンクにおいて実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を行った者(骨髄等の提供に係る最終同意をした後に当該骨髄等の提供が中止された者も含む。)で、これを証明する書類の交付を受けた者
- (3) 市税の滞納の無い者

【助成内容】

助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接に要した日数に 2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき7日間を上限とする。

- (1) 最終合意のための面接
- (2) 健康診断のための通院
- (3) 自己血採血のための通院
- (4) 骨髄等採取のための入院
- (5) その他骨髄等の提供に関して、日本骨髄バンクが必要と認める通院等の日数

【助成額】

1日2万円 最大7日間を上限 @20,000円×7日=140,000円(上限)

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

骨髄等の提供を行った者に対し、骨髄バンクドナー支援助成金を交付することにより、骨髄移植を推進することができる。

【市財政への負担】

平成30年度予算要求額

@ 20, 000円 \times 7日 \times 7件=980, 000円

※宮城県で予定している骨髄バンクドナー助成制度補助金(1/2)を充当

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

平成29年10月現在 東北地方・・・青森県 1市、山形県 35市、福島県 1市

その他地域・・・ 277市町村

計 全国314市町村で実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年2月 市議会第1回定例会に関連予算を提案

3月末 要綱制定(平成30年4月1日施行予定)

5月 市ホームページ及び市報により周知

5月~ 助成金交付の申請受付開始

9 その他

○県内骨髄採取件数の推移

| | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 採取件数(県内居住者) | 26件 | 36件 | 35件 | 39件 |